

モルガン・スタンレー・  
アジア・パシフィック・ファンド・インク

特別投資主総会招集通知及び  
委任状勧誘参考資料／目論見書  
2019年3月8日

モルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インク  
ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市  
フィフス・アベニュー 522  
(800) 548-7786

## 2019年3月8日開催予定特別投資主総会招集通知

モルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インクの投資主の皆様へ

モルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インク(「被承継ファンド」)の特別投資主総会(「特別総会」)およびその継続会、または延会が下記の決議を目的として、2019年3月8日午前9時30分に、ニューヨーク州10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522 3階の3 B会議室において開催されることをここにご通知申し上げます。

- 第1号議案 被承継ファンドと、モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンド・インク(「MSIF」)が代表するエマージング・マーケッツ・ポートフォリオ(「承継ファンド」)との間の2018年12月5日付の合意および組織再編計画(「組織再編契約」)に記載されている行為および取引の承認に関する議題の審議および議決の件。これにより、被承継ファンドの実質的にすべての資産および負債は、承継ファンドのクラス I 投資口と交換に承継ファンドに移譲され、被承継ファンドは解散する(「組織再編」)。この取引の結果、被承継ファンドの投資主は、組織再編の直前に保有していた被承継ファンドの保有投資口の純資産価額総額と同等の価値を有する承継ファンドのクラス I 投資口を受領し、承継ファンドの投資主となる。
- 第2号議案 特別総会に適法に提出されるその他の議題の審議に関する件

組織再編については添付の委任状勧誘参考資料/目論見書および別紙Aの組織再編契約により詳細に記載されている。2019年1月14日の営業終了時の投資主名簿上の被承継ファンドの投資主が、特別総会またはその継続会もしくは延会の招集通知を受領し、同会で議決する権利を有します。委任状またはご本人の出席により、ご自身の持分をいかに投じるかを通知する前に、委任状勧誘参考資料/目論見書をよくお読みください。**被承継ファンドの取締役会は、投資主の皆様が組織再編に賛成票を投じるようお勧めいたします。**

取締役会の命により

メアリー・E・マリン  
秘書役

2019年1月18日

---

同封の委任状用紙を速やかにご返信いただくことにより、定足数を確保するための追報を送る必要と出費を回避することができます。特別総会にご本人がご出席不可能な場合は、必要定足数が特別総会において表章されるよう、同封の委任状用紙にご署名の上、同封の封筒にてご返送下さい。

---

モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンド・インク  
エマージング・マーケット・ポートフォリオ  
ニューヨーク州 10036 ニューヨーク市  
フィフス・アベニュー 522  
(800) 548-7786

本委任状勧誘参考資料／目論見書は、下記の決議を目的として、2019年3月8日午前9時30分に、ニューヨーク州10036 ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522 3階の3B会議室において開催される特別投資主総会(「特別総会」)およびその継続会、または延会に関連し、モルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インク(「MSアジアパシフィック・ファンド」または「被承継ファンド」)の投資主に対し提供されている。

- 第1号議案 被承継ファンドと、モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンド・インク(「MSIF」)が代表するエマージング・マーケット・ポートフォリオ(「MSIFエマージング・マーケット」または「承継ファンド」)との間の2018年12月5日付の合意および組織再編計画(「組織再編契約」)に記載されている行為および取引の承認に関する議題の審議および議決の件。これにより、被承継ファンドの実質的にすべての資産および負債は、承継ファンドのクラスI投資口と交換に承継ファンドに移譲され、被承継ファンドは解散する(「組織再編」)。この取引の結果、被承継ファンドの投資主は、組織再編の直前に保有していた被承継ファンドの保有投資口の純資産価額(「純資産価額」)総額と同等の価値を有する承継ファンドのクラスI投資口(「投資口」)を受領し、承継ファンドの投資主となる。
- 第2号議案 特別総会に適法に提出されるその他の議題の審議に関する件

組織再編の要項については本委任状勧誘参考資料／目論見書および別紙Aの組織再編契約に、より詳細に記載されている。被承継ファンドの所在地および電話番号は上記の承継ファンドのものと同一である。本委任状勧誘参考資料はまた、MSIFの様式N-14に基づく届出書の一部としてMSIFが証券取引委員会(「SEC」)に提出した承継ファンドの目論見書も構成している。被承継ファンドおよび承継ファンドを総称して「当ファンド」という。

日本国内において株式会社証券保管振替機構を通して被承継ファンドの投資口を保有している投資主(「被承継ファンドの日本の投資主」)の皆様へ

被承継ファンドの日本の投資主には2019年2月に特別総会に関する本委任状勧誘参考資料／目論見書の和文による抄訳が議決権代理行使指図書と併に送付される予定である。

組織再編に関連して、被承継ファンドの日本の投資主は、承継ファンドの投資口に代えて、保有持分の純資産価額に相当する現金を受け取ることが予定されている。これはかかる投資主が承継ファンドの

投資口を受領する場合には重大な取扱い上の課題、費用および税務上の不利益が想定されるためである。クロージング日（以下に定義される。）またはその後合理的速やかに、被承継ファンドは、評価日（以下に定義される。）現在において決定された現金額を、名簿上の被承継ファンドの日本の投資主に対して支払う。被承継ファンドの日本の投資主に対する潜在的な米国における税効果については「組織再編－組織再編に関する税金－組織再編による投資主に対する税務上の影響」を参照のこと。被承継ファンドの日本の投資主に対する潜在的な日本における税効果については「組織再編－組織再編に関する税金－組織再編による日本の被承継ファンド投資主に対する日本の税務上の影響」を参照のこと。

MSIFはオープン・エンド型の運用型投資法人である。承継ファンドの投資目的は、主に新興国における発行者の成長指向の持分証券に投資することにより、長期にわたる資本の増加を目指すことである。

本委任状勧誘参考資料／目論見書は、組織再編に関する投票前に被承継ファンドの投資主が知っておくべき承継ファンドの情報を簡潔に記載している。2018年4月30日付の承継ファンドの目論見書（随時修正または補足される。）は別紙Bとして添付されており、かかる目論見書はMSIFの様式N-1Aに基づく届出書（登録番号033-23166;811-05624）に対する効力発生後修正No. 199の一部を構成し、参照により組み込まれているものである（「承継ファンドの目論見書」）。

同様に、被承継ファンドの2017年12月31日に終了した年度の年次報告書および2018年6月30日に終了した6ヶ月間に関する半期報告書がそれぞれ参照により組み込まれている（登録番号811-08388）。さらに、承継ファンドに関連してMSIFの2017年12月31日に終了した年度の年次報告書および2018年6月30日に終了した6ヶ月間に関する半期報告書もまたそれぞれ添付され、参照により組み込まれている（登録番号811-05624）。本委任状勧誘参考資料／目論見書に記載されている2019年1月18日付の組織再編に関する追加情報は、SECに提出され、参照により組み込まれている。かかる文書は請求により無料で、被承継ファンドおよび承継ファンドに関してはそれぞれ(800)548-7786への電話連絡、またはSECのウェブサイトwww.sec.govから入手することができる。被承継ファンドの投資口はニューヨーク証券取引所（「NYSE」）においてAPFのティッカーシンボルを用いて上場されており、また東京証券取引所（「東証」）においても上場されているが、組織再編に伴いNYSEおよび東証の双方から上場廃止となる。被承継ファンドに関する報告書、委任状勧誘参考資料およびその他情報はニューヨーク州10005 ニューヨーク市 ウォールストリート11において閲覧可能である。

*投資主は本委任状勧誘参考資料／目論見書を読み、将来の参照のために保持することを推奨されている。*

**証券取引委員会はこれら有価証券に対して承認または非承認を行なっておらず、本目論見書の適切性についても決議していない。これと異なる表現は犯罪行為となる。**

**本委任状勧誘参考資料／目論見書は2019年1月18日付である。**

# 委任状勧誘参考資料／目論見書

## 目次

大要	1
概要	1
組織再編	1
報酬に関する表	2
年間ファンド運営費用	3
ポートフォリオ回転率	3
組織再編による税効果	3
被承継ファンドと承継ファンドの比較	3
主なリスク要因	3
議決に関する情報	4
基準日	4
定足数	4
投票手続き	4
勧誘に係る費用	5
必要な得票数	5
業績情報	5
組織再編	5
取締役会による検討	5
組織再編契約	6
組織再編に関する税金	6
投資口の内容	7
資本構成に関する表（未監査）	8
投資口買取請求権	8
投資目的、主な方針および制限	8
投資目的および方針	8
MSアジアパシフィック・ファンド・インク（被承継ファンド）	9
MSIFエマージング・マーケッツ（承継ファンド）	10
投資制限	10
被承継ファンドに関する追加情報	10
概要	10
被承継ファンド投資主の権利	10
財務情報	11
投資主からの議案の提出	11

経営陣 .....	12
投資口の内容および投資主の照会 .....	12
取引経過および投資口価格データ .....	13
配当、分配および税金 .....	13
購入、交換および買戻し .....	13
<b>投資口に関する情報</b> .....	14
<b>財務書類および専門家</b> .....	15
<b>法律事項</b> .....	15
<b>利用可能な情報</b> .....	15
<b>その他の事項</b> .....	16
別紙A 合意および組織再編計画 .....	17
別紙B 2018年4月30日付承継ファンドの目論見書（その後の修正および補足を含む。）...	36
別紙C 承継ファンドの2017年12月31日に終了した年度に関する年次報告書 .....	36
別紙D 承継ファンドの2018年6月30日に終了した6ヶ月間に関する半期報告書 .....	36

# 大要

以下は、本委任状勧誘参考資料／目論見書に記載されている、または参照することにより組み込まれている一定の情報の大要である。この大要は要約であり、本委任状勧誘参考資料／目論見書および組織再編契約に記載されている、または参照することにより組み込まれているより詳細な情報により、全体として適格とされる。投資主は本委任状勧誘参考資料／目論見書および組織再編契約、特に本委任状勧誘参考資料／目論見書に別紙Bとして添付され、参照により組み込まれている承継ファンドの目論見書全体を丁寧に検討するべきである。

## 概要

本委任状勧誘参考資料／目論見書は、組織再編を審議する特別総会において使用される委任状（「委任状」）の非承継ファンドの取締役会（「取締役会」）による勧誘に関連して、分散型クローズド・エンド型投資法人である被承継ファンドの投資主に対して提供されている。本委任状勧誘参考資料／目論見書は当初2019年1月22日頃に投函される予定である。

組織再編により、被承継ファンドの投資主は承継ファンドのクラスI投資口を受領する。

## 被承継ファンドの日本の投資主へ

被承継ファンドの日本の投資主には2019年2月に特別総会に関する本委任状勧誘参考資料／目論見書の和文による抄訳が議決権代理行使指図書と併に送付される予定である。

組織再編に関連して、被承継ファンドの日本の投資主は、承継ファンドの投資口に代えて、保有持分の純資産価額に相当する現金を受け取ることが予定されている。これはかかる投資主が承継ファンドの投資口を受領する場合には重大な取扱い上の課題、費用および税務上の不利益が想定されるためである。クロージング日（以下に定義される。）またはその後合理的速やかに、被承継ファンドは、評価日（以下に定義される。）現在において決定された現金額を、名簿上の被承継ファンドの日本の投資主に対して支払う。被承継ファンドの日本の投資主に対する潜在的な米国における税効果については「組織再編－組織再編に関する税金－組織再編による投資主に対する税務上の影響」を参照のこと。被承継ファンドの日本の投資主に対する潜在的な日本における税効果については「組織再編－組織再編に関する税金－組織再編による日本の被承継ファンド投資主に対する日本の税務上の影響」を参照のこと。

## 組織再編

組織再編が被承継ファンドおよびその投資主にとって賢明かつ最善の利益となると取締役会が判断したことから、これを提案するものである。

## 報酬に関する表

以下の表は、当ファンドの投資主が当ファンドへの投資に際し直接または間接的に負担することとなる投資主費用および年間ファンド運営費用を簡潔に示したものである。

### 投資主費用

(投資金額から直接支払われる費用)

#### MSアジアパシフィック・ファンド・インク

(被承継ファンド)

投資口

購入に当り課される販売手数料の上限 (募集価格に対する比率)	なし
解約手数料の上限 (募集価格または買戻し時の純資産価額のいずれか少ない方に対する比率)	なし

### 年間ファンド運営費用

(当ファンドの資産から控除される費用)

#### MSアジアパシフィック・ファンド・インク

(被承継ファンド)

投資口

投資顧問報酬	1.00%
その他費用	0.37%
年間ファンド運用費用合計	1.37%

### 事例

投資に関するこれらの費用の経時的な影響を示すため、下記の仮定的な事例が立てられた。事例は表示された期間に投資主が被承継ファンドに10,000米ドルを投資し、かかる投資主がその期末にその保有する全持分を買戻すことを仮定している。事例はまた、かかる投資からは年5%のリターンがあり、当ファンドの運営費用は変動しない(ただし、適用ある場合には、初年度のみについては報酬の放棄および/または報酬の払戻金の手続きを加味している。)ことを仮定している。投資主の実際の費用はこれよりも高い、または低い場合があるが、下記の表はこれら仮定に基づく各期末における投資主の費用を示している。

#### MSアジアパシフィック・ファンド・インク (被承継ファンド)

	1年	3年	5年	10年
投資口	139米ドル	434米ドル	750米ドル	1,646米ドル

## 年間ファンド運営費用

上記の報酬に関する表は、当ファンドに投資する者が直接または間接的に負担することとなる各種費用および経費につき、投資家が理解できるよう手助けすることを目的としている。

## ポートフォリオ回転率

当ファンドは、有価証券の売買（すなわち、そのポートフォリオの「回転」）を行う際に、手数料等の取引費用を支払う。ポートフォリオ回転率が高ければ取引費用も高くなり、当ファンド投資口が課税口座で保有されている場合には税金が高くなる可能性がある。これらの費用は、上記の事例には反映されておらず、当ファンドの運用実績に影響する。直近の会計年度において、承継ファンドのポートフォリオ回転率はそのポートフォリオの平均価値の35%であり、被承継ファンドのポートフォリオ回転率はそのポートフォリオの平均価値の41%であった。

## 組織再編による税効果

(省略)

## 被承継ファンドと承継ファンドの比較

### 被承継ファンド投資口

被承継ファンドは、クローズド・エンド型の投資法人であり、現在、発行済投資口は1種類で、額面金額は投資口1口当たり0.01米ドルである。被承継ファンドの投資口には、販売手数料または12b-1手数料は課されない。被承継ファンドの投資口は、NYSE（証券コード：APF）および東証で取引され、市場価格に仲介手数料を加算した金額で、ブローカーまたはディーラーを通じてのみ売買することができる。

## 主なリスク要因

(省略)

## 議決に関する情報

### 基準日

取締役会は、2019年1月14日の営業終了時を、特別総会招集通知を受領し特別総会において議決権を有する投資主を決定するための基準日として定めた。基準日現在、承継ファンドの発行済投資口数は、12,898,345口であった。

### 定足数

基準日の営業終了時点において投資主名簿に記載されている投資主は、特別総会における議決のために提出される各議案に対し、投資口1口につき1個の議決権および端数投資口につき端数議決権を有する。投資主名簿に記載されている被承継ファンドの発行済投資口の過半数を保有し議決権を有する投資主本人またはその代理人の出席をもって、特別総会の定足数とする。

議事進行に必要な定足数、または組織再編の可決もしくは否決に必要な投票数が特別総会で得られなかった場合、代理人として指名された者または特別総会の議長を務める（もしくは特別総会の秘書役として行為する）役員は一層の議決権行使の勧誘のため、特別総会について1度以上の延会を提案することができる。かかる延会には、本人または代理人による特別総会出席者中、被承継ファンド投資口の過半数を保有する者からの賛成票を必要とする。特別総会において議事進行に必要な定足数が得られなかったために延会が提案される場合には、代理人として指名された者は、かかる延会および一層の勧誘が合理的であり、提案の内容、出席投資主の割合、提案されている勧誘活動の内容および一層の勧誘の根拠の内容等、関連するあらゆる要因に基づいて投資主の利益となると判断した場合、かかる延会に賛成票を投じる。特別総会において組織再編の可決または否決に必要な投票数が得られなかったために延会が提案される場合、代理人として指名された者は、委任状により組織再編に賛成票を投じる権利を有する場合にはかかる延会に賛成票を投じ、委任状により組織再編に反対票を投じることが求められている場合にはかかる延会に反対票を投じる。棄権票は、かかる延会への賛成票および反対票のいずれにも算入されず、また投票総数として計上されることもない。したがって、棄権票はかかる延会に対する投票結果に影響を及ぼすこともない。被承継ファンドの付属定款に基づき、特別総会の議長または当ファンドの役員も随時特別総会を延会する権限を有する。

### 投票手続き

(省略)

## 勧誘に係る費用

印刷、提出および委任状勧誘に係る費用（コンピュータシェア・ファンド・サービスによる追加の電話勧誘に係る費用を含む。）ならびに弁護士・会計士費用等、組織再編に係る費用は、約181,000米ドルと見積もられており、その全額を被承継ファンドが負担する。

## 必要な得票数

被承継ファンドの投資主による組織再編の承認には、当該議案について議決権を有する被承継ファンド投資主の全議決権の過半数の賛成票が必要である。棄権票およびブローカー不投票は、特別総会において組織再編に対する「賛成」票とも「反対」票ともみなされず、また投票総数として計上されることもない。したがって、棄権票およびブローカー不投票は、組織再編に対する反対票と同様の効果を有する。

組織再編が被承継ファンドの投資主により承認されない場合には、被承継ファンドは存続し、取締役会は当該ファンドについて代替措置を検討する。

## 業績情報

(省略)

## 組織再編

### 取締役会による検討

取締役会（独立取締役を含む。）は全会一致で、組織再編について望ましいと判断し、被承継ファンドを代表して組織再編を承認し、被承継ファンドの投資主に組織再編を承認するよう推奨することを決定した。組織再編に関する取締役会による検討に関連して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、様々な事項について取締役会に助言した。これには、日本の被承継ファンド投資主が承継ファンドの投資口を受領した場合に、重大な取扱い上の課題、費用、税務上の不利益を受ける可能性があるため、承継ファンドの投資口ではなく、保有持分の純資産価額に相当する現金の支払いを受けることが含まれるが、これに限定されない。

取締役会は、審議において、受領したすべての情報のほか、弁護士による助言および分析を検討した。取締役会は、組織再編ならびに組織再編による被承継ファンドおよびその投資主への影響について検討した。取締役会は、提出されたすべての情報に基づき、組織再編は望ましいものであり、かつ被承継ファンドおよびその投資主の最善の利益となるものであり、組織再編により投資主が希薄化を被ること

はないと結論付け、被承継ファンドの投資主に組織再編を承認するよう推奨することを決定した。

被承継ファンドの投資主が組織再編を承認しない場合には、取締役会は被承継ファンドについて別の措置を検討する。

## 組織再編契約

組織再編を実施する際の条件は、以下に要約する通り、組織再編契約に規定されている。この要約は、合意および組織再編計画（その写しが本委任状勧誘参考資料／目論見書に別紙Aとして添付される。）を参照することにより、全体として適格とされる。

組織再編の実施は、投資主による組織再編の承認、組織再編契約第6条、第7条および第8条記載のその他の意見書および証明書の受領、ならびに同条記載の事由の発生を条件とするが、当ファンドにより一部放棄されることがある。組織再編契約は、相互に合意する方法により変更することができる。

承継ファンドを代表するMSIFと被承継ファンドの相互の同意により、投資主による承認の前後を問わず、いつでも、組織再編契約を終了し、組織再編を中止することができる。また、いずれの当事者も、他方当事者による組織再編契約の重大な違反があった場合、またはその便益を享受する権利を有する当事者が組織再編契約に定める条件の履行もしくは放棄を2019年12月5日までに行わなかった場合には、組織再編契約を終了させることができる。

被承継ファンドは、組織再編契約に基づき、クロージング日から1年以内に、被承継ファンドのすべての債務および税金を支払うか、またはその支払いのために引当金を設定する。被承継ファンドは、被承継ファンドの投資主名簿に記載されている投資主に対して承継ファンド投資口が割当てられた後、メリーランド州の法人として解散し、追加の通知なしに、被承継ファンドの発行済投資口の償還および消却が行われる。

## 組織再編に関する税金

**組織再編による投資主に対する税務上の影響** 日本の被承継ファンド投資主は、その投資口の償還において、実現額および当該投資主の投資口基準価格に基づき課税対象となる利益または損失を実現する。償還による実現益は、日本の被承継ファンド投資主が課税年度において183日以上にわたり米国に物理的に滞在している個人でありかつその他一定の条件が存在する場合を除き、一般に米国連邦所得税の課税対象とはならない。

日本の被承継ファンド投資主が(i)米国における取引または事業に従事している場合、(ii)かつて米国の市民または居住者であった場合、(iii)米国連邦所得税上「被支配外国法人」または外国慈善団体といった特別なステータスを有する場合、(iv)一般に外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)と呼ばれる米国内国歳入法の条項に基づく源泉徴収の対象である場合、(v)適用ある米国内国歳入庁様式W-8を該当する源泉徴収義務者に提出していない場合、および(vi)適用ある租税条約の利益を享受する権利を有する場合には、特別な規定が適用されることもある。

日本の被承継ファンド投資主は、各々の状況を考慮の上、被承継ファンドの投資口の償還による米国

および米国外における税務上の影響について、各自の税務顧問と相談することが推奨されている。

投資主は、各々の状況に鑑みて、提案されている組織再編による影響（もしあれば）について、各自の税務顧問と相談すべきである。

**組織再編による日本の被承継ファンド投資主に対する日本の税務上の影響** 以下は、組織再編による日本の所得課税上の重要な影響に関する概要であり、現行の日本の税法およびそれに基づく規則、国税庁の現行の通達ならびに公刊された判決に基づいているが、これらはすべて変更される可能性がある。この説明は、日本の税務上の日本居住者で、日本国内の支払代理機関に開設した口座に被承継ファンドの投資口を保有している日本の被承継ファンド投資主に限定される。この概要は、ある特定の日本の被承継ファンド投資主および日本の税法上特別な取扱いを受ける可能性のある日本の被承継ファンド投資主に関連する可能性のあるすべての税務上の影響を扱うものではない。

被承継ファンドから日本の被承継ファンド投資主に対して分配される金銭（以下「分配金」という。）から生じる収益は、一般に、配当と譲渡益によって構成されるものとみなされる。被承継ファンドから受領する分配金の額が、被承継ファンドの資本金等の額のうち当該日本の被承継ファンド投資主が保有する投資口に対応する部分を超える場合、当該超過部分は配当として取り扱われる。さらに、被承継ファンドの資本金等の額のうち当該日本の被承継ファンド投資主が保有する投資口に対応する部分が、当該日本の被承継ファンド投資主が保有する投資口の取得価額を超える場合、当該超過部分は一般的に譲渡益として取り扱われる。

日本の被承継ファンド投資主が受領する配当については、米国において当該配当の支払いの際に徴収された米国の源泉課税があるときは、この額を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、日本の被承継ファンド投資主が個人の場合は20.315%、法人の場合は15.315%の税率で日本において源泉徴収される。当該源泉徴収税は、支払代理機関により控除される。日本の個人投資主は、確定申告において当該配当所得について申告しないことを選択できる。日本の法人投資主は当該配当所得について法人税を申告しなければならない。当該源泉徴収税額は、一般的に、支払法人税額から控除することができる。

分配金により生じた譲渡益については、日本の個人投資主は、当該譲渡益に対し20.315%の税率で日本の所得税が課税され、当該譲渡益につき所得税の確定申告が必要となる。日本の法人投資主は、当該譲渡益に対して日本の法人税が課税され、当該譲渡益につき法人税を申告しなければならない。

日本の被承継ファンド投資主は、各々の状況に鑑みて、提案されている組織再編による影響について、各自の税務顧問と相談すべきである。

## 投資口の内容

(省略)

## 資本構成に関する表（未監査）

以下の表は、2018年6月30日現在の被承継ファンドの資本構成を示している。

MS アジア・パシフィック・ファンド・インク (被承継ファンド)		
	投資口	合計
純資産	257,518,923 米ドル	257,518,923 米ドル
プロフォーマ調整額 <sup>†</sup>	(181,000) 米ドル	(181,000) 米ドル
日本の投資主に対する手取金の調整 <sup>††</sup>	(6,282,511) 米ドル	(6,282,511) 米ドル
プロフォーマ調整額控除後の純資産	251,055,412 米ドル	251,055,412 米ドル
発行済投資口数	13,024,982 口	13,024,982 口
日本の投資主に対する手取金に係る投資口の調整 <sup>††</sup>	(317,780) 口	(317,780) 口
日本の投資主に対する手取金控除後の発行済投資口数	12,707,202 口	12,707,202 口
投資口1口当り純資産価額	19.76 米ドル	-

† 被承継ファンドに帰属する組織再編費用の見積額181,000米ドルを反映。

†† 組織再編に先立ち、日本の被承継ファンド投資主に対する手取金の調整を行うため、被承継ファンドの資産および投資口の減少を反映。

## 投資口買取請求権

(省略)

## 投資目的、主な方針および制限

### 投資目的および方針

被承継ファンドの投資目的および投資戦略の内容が以下に記載されている。

#### MSアジア・パシフィック・ファンド・インク

##### (被承継ファンド)

### 投資目的

- ・主にアジア・太平洋地域の発行者の持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府機関が発行または保証する債券への投資を通じて長期にわたる資本の増加を図ること。
- ・被承継ファンドの投資目的は、基本方針であり、投資主による承認なしに、被承継ファンドの取締役会がこれを変更することはできない。

## MSアジア・パシフィック・ファンド・インク（被承継ファンド）

通常の状況では、当ファンドは、総資産のほとんど（65%以上）をアジア・太平洋地域の発行者の持分証券およびアジア・太平洋諸国の政府または政府機関が発行または保証する債券に投資する。ここにおいて、「持分証券」とは普通株式、優先株式（転換優先株式も含む。）、普通株式または優先株式に転換できる社債、株式買取権証券、信託受益権、パートナーシップ持分ならびに米国預託証券、欧州預託証券、グローバル預託証券および他の預託証券を意味する。当ファンドの所有株式は主に上場株式で構成されているが、当該地域の投資制限上許される範囲において、アジア・太平洋地域の発行者の未上場株式（新設会社または新設間もない会社への投資を含む。）に対しても、その総資産の25%を上限として投資することができる。

「アジア・太平洋地域の発行者」とは、(i)アジア・太平洋国において設立された会社、および香港については香港において設立された会社もしくは香港で主たる業務活動を行っている会社であり、かつ(ii)アジア・太平洋諸国における事業の資金調達のためにアジア・太平洋諸国において同諸国の通貨建て持分証券を発行している会社で、かつ(iii)アジア・太平洋国において商品を生産するか販売を行うかまたはサービスを提供することにより、単体または連結ベースで、収益の50%以上を得ている会社をいう。当ファンドは随時、アジア・太平洋諸国の政府または政府機関が発行または保証する債券等の債券に投資することもできる。当ファンドが投資するアジア・太平洋諸国とは、オーストラリア、中国、香港、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイならびにその他当ファンドが将来投資を許された場合のアジア諸国、すなわちビルマ、カンボジア、ラオスおよびベトナムである。長期にわたり、市況の変化に応じて市場価値および市場の成長機会を利用するようアジア全体で資産配分を変更することで、当ファンドは資産を増加させる力を有している。

当ファンドの投資する「アジア・太平洋地域の発行者」のなかには他の地域の企業と共通する性質や取引関係を持つ企業も含まれる。したがって、このような企業の有価証券の価値はアジア・太平洋諸国のみならずそれ以外の地域の経済および市場動向をも反映することがある。しかし当ファンドは、アジア・太平洋地域の動向にその価値が反映されるようなアジア・太平洋諸国における経済や市場動向の影響を多分に受け、したがってその価値がその他の地域の動向と比べアジア・太平洋地域の動向をより大きく反映すると判断する企業を選定して投資するので、かかる企業への投資は適切であると考ええる。

当ファンドのアジア市場への投資方法は、トップ・ダウン型の国別分析とボトム・アップ型の基本的な証券分析を統合することである。運用会社は、資産クラス、リターンおよびリスク・ポテンシャルを考慮して、この統合プロセスが最も効果的な方法であると考えている。

アジア・太平洋地域の発行者の持分証券と同等の経済特性を有すると運用会社および副運用会社が判断するデリバティブ商品ならびにアジア・太平洋諸国の政府または政府機関が発行または保証する債券に当ファンドが投資する限りにおいて、かかる投資は当ファンドの投資目的を満たすものとみなされる。当ファンドがかかる投資を行う場合、当ファンドは、かかるデリバティブ商品に伴うリスクを負うことになる。

## MSIFエマージング・マーケット（承継ファンド）

（省略）

### 投資制限

基本的な投資制限は、当ファンドの発行済議決権付投資口の過半数の賛成票がなければ変更することはできない。1940年法において、当ファンドの発行済議決権付投資口の過半数とは、(i)投資主総会においてファンドもしくはポートフォリオの発行済議決権付投資口の50%超の保有者が出席しているかまたは代理人により代表されている場合、ファンドもしくはポートフォリオの議決権付投資口の少なくとも67%、または(ii)ファンドもしくはポートフォリオの発行済議決権付投資口の50%超のいずれか少ない方と定義されている。

被承継ファンドは、1940年法上許される場合を除き、同法に定める利害関係人との間で証券の売買、証券の貸借は行わない。この基本的ではない投資制限は、被承継ファンドにのみ適用される。

## 被承継ファンドに関する追加情報

### 概要

（省略）

### 被承継ファンド投資主の権利

被承継ファンドは、メリーランド州の会社として組織され、それぞれが随時改訂されるその基本定款および付属定款ならびにメリーランド州の法律により管理される。被承継ファンドはまた、1940年法および証券取引委員会がそれに従い公布する規則を含む連邦証券法が適用される。

随時改訂される、被承継ファンドの基本定款および付属定款のいずれも、投資主の個人的責任に関する特別規定を含まない。しかしながら、メリーランド一般会社法に基づき、メリーランド州の会社の投資主は、通常、会社の行為や義務について個人として責任を問われることはない。投資主は、(i)投資口の対価が支払われていない場合、(ii)基本定款もしくはメリーランド州の法律に反することを認識しながら、投資主が分配金を受け取っている場合、または(iii)会社の清算に際して投資主が会社の資産を受け取り、会社とその負債および義務を果たすことが不可能である場合においては、責任を問われることがある。これらの場合には、投資主は、分配において受領した資産の範囲につきかかる負債および義務の責任を負うことがある。

被承継ファンドはNYSEの規則に基づき要求される年次投資主総会を開催する。メリーランド州の法律

および被承継ファンドの付属定款に基づき、被承継ファンドは、特別投資主総会において行使し得る議決権総数の25%以上を有する投資主の書面による請求に基づき当該特別投資主総会を招集する。かかる特別投資主総会の請求書面には、同総会の目的および同総会において審議される議案を記載しなければならない。被承継ファンドの秘書役は、(i)請求した投資主に同総会の通知の作成および郵送に関する合理的な見積り費用を通知し、(ii)かかる費用が被承継ファンドに支払われた時点で、同総会の通知を受領する権利を有する各投資主に通知する。上記にかかわらず、メリーランド州の法律および被承継ファンドの付属定款に基づき、同総会において行使し得る議決権総数の過半数を有する投資主による要求がない限り、特別投資主総会は、過去12ヶ月間に開催された特別投資主総会において審議された事項と実質的に同じ内容の事項について検討するために招集される必要はない。

被承継ファンドの投資主は、通常、投資顧問運用契約の承認、取締役の選任、基本的な投資方針の変更、独立監査人選任の承認、および法律もしくは被承継ファンドの設立文書により要求されるまたは取締役会が望ましいと判断するその他の事項に関する審議を行う権利を有する。

被承継ファンドの事業はかかる会社の取締役会により監視される。被承継ファンドの取締役は3つに組分けされ、その任期はそれぞれ3年間である。毎年1つの組の任期が終了する。加えて、被承継ファンドの取締役は、理由がある場合にのみ解任することができ、かかる解任は、被承継ファンドの投資主が行使し得る議決権の過半数の賛成票がある場合に限り行うことができる。さらに、被承継ファンドの基本定款の規定を修正、変更または撤廃するためには、被承継ファンドの発行済投資口の過半数の賛成票が必要となる。これらの規定は、過半数の取締役の解任を遅らせる場合があり、かかる規定が整っていない場合よりも取締役会における変更を困難にする効果を有する。

## 財務情報

被承継ファンドに関するさらなる財務情報については、被承継ファンドのそれぞれ2017年12月31日に終了した会計年度および2018年6月30日に終了した6ヶ月間に関する年次報告書および半期報告書における「財務ハイライト」を参照のこと。

## 投資主からの議案の提出

今後の被承継ファンド投資主総会（組織再編が完了していない場合）で審議されるよう議案を提出する意向がある投資主は、ニューヨーク州10036、ニューヨーク市 フィフス・アベニュー522、秘書役メアリー・E・マリン宛てに議案を書面にて送付しなければならない。投資主総会への提出が検討されるためには、被承継ファンドの付属定款および証券取引委員会により制定される規則が、特に、投資主の議案は、勧誘がなされるより前、妥当な期間内に被承継ファンドの事務所で受領されなければならないと義務付けている。議案の適時の提出が、かかる議案が総会の委任状勧誘参考資料に必ず含まれることを意味するわけではない。

## 経営陣

被承継ファンドの取締役会および役員については、被承継ファンドの2017年12月31日に終了した会計年度に関する年次報告書における「取締役および役員に関する情報」を参照のこと。

## 投資口の内容および投資主の照会

被承継ファンドは、1口当り額面0.01米ドルで投資口200,000,000口を発行する権限を付与されている。被承継ファンドの投資口は、対価と引換えに発行される場合、全額払込済みで追加払込義務がなく、転換権、先買権、またはその他の証券引受権を有しない。各投資口は、投資主が審議するすべての事項につき1口当り1個の議決権を有する。そのため、取締役選任につき投票される投資口の50%超の保有者は、総会において任期が終了する取締役の組の後任全員を選任する権限を有する。すべての投資口は、資産、利益、および分配（分配可能な資金から取締役会により宣言される場合）の受領につき平等である。被承継ファンドが整理、解散または清算に入った場合、各投資口は、すべての負債および費用ならびにかかるファンドの整理、解散または清算の際の分配について優先権を有すると将来分類または再分類されるクラスの投資口の保有者が受領することができる金額を支払った後で、自らの割合の被承継ファンドの残余財産を受け取る権利を有する。

被承継ファンドはクローズド・エンド型の投資法人で、被承継ファンドの投資主は被承継ファンドに対し投資口の償還を請求する権利を有しない。しかしながら、被承継ファンドは、現在の1口当り純総資産価額を下回る価格で買い戻せる好ましい投資機会である場合には、投資口を随時市場または相対の形で買戻すことができる。被承継ファンドの投資制限に従った上で、被承継ファンドは投資口の買戻資金を調達するための借入れを行うことができる。しかしながら、かかる借入れに対する利息の支払いは被承継ファンドの経費増加につながり、結果として純益を減少させることになる。さらに、被承継ファンドは1940年法により、被承継ファンドの「非劣後債務証券」の300%を下回らない「資産カバレッジ」を維持することを要求されている。かかる用語は1940年法に定義されている。

被承継ファンドの投資口は、純資産価額と利回りを含むいくつかの要因によって決まる価格で市場で取引される。クローズド・エンド型投資法人の投資口はしばしばその純資産価額より割引かれた価格で取引されるが、時にはプレミアムが上乘せられることもある。投資家が目論見書による募集価格以上の価格で被承継ファンドの投資口を転売できるまたは被承継ファンド投資口の市場価格が純資産価額を上回るという保証はない。被承継ファンドは、被承継ファンド投資口をその純資産価額を下回る価格で買戻すか、または公開市場買付を行うことができるため、残存する投資口の純資産価額を上げることになるかもしれないが、かかる買戻しが残存する投資口の市場価格に与える影響について予測することはできない。

## 取引経過および投資口価格データ

被承継ファンドの投資口はNYSEにおいて上場され、取引されている。以下の表は、2016年3月からの各四半期についての値付価格により表された、被承継ファンド1口当りのNYSEにおける最高・最低終値、最高・最低1口当り純資産価額および純資産価額をどれだけ上回るまたは下回るかを示している。

四半期終了日	市場価格 <sup>(1)</sup>		純資産価額 <sup>(1)</sup>		割増(割引) <sup>(1)</sup>	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
	(単位：米ドル)		(単位：米ドル)		(単位：%)	
2016年3月31日	13.69	11.90	15.64	13.62	(15.51)	(10.63)
2016年6月30日	14.04	12.94	15.98	14.83	(15.05)	(11.94)
2016年9月30日	15.23	13.66	17.51	15.65	(18.56)	(11.83)
2016年12月31日	15.18	13.17	17.50	15.28	(15.10)	(11.74)
2017年3月31日	15.37	13.65	17.74	15.75	(14.71)	(12.65)
2017年6月30日	16.68	15.20	19.02	17.44	(13.40)	(11.48)
2017年9月30日	17.49	16.32	20.21	18.74	(13.68)	(11.74)
2017年12月31日	18.40	17.37	21.05	19.71	(13.66)	(9.91)
2018年3月31日	19.67	17.88	22.68	20.45	(14.57)	(11.17)
2018年6月30日	18.16	16.79	21.20	19.53	(14.88)	(12.45)
2018年9月30日	17.34	16.05	20.11	18.64	(15.08)	(12.32)

(1) ブルームバーグの報告による。

クローズド・エンド型投資法人の投資口は、しばしば純資産価額以下で取引され、被承継ファンドの投資口も近時純資産価額以下で取引されている。

## 配当、分配および税金

配当、分配および税金に関する被承継ファンドの方針の検討については、被承継ファンドの年次報告書および半期報告書における「財務書類に対する注記－配当および投資主に対する分配」および「分配金再投資・現金買入プラン」ならびに本書の「大要－被承継ファンドおよび承継ファンドの比較－分配」、「大要－組織再編による税効果」および「組織再編－組織再編に関する税金」における議論を参照のこと。

## 購入、交換および買戻し

(省略)

## 投資口に関する情報

以下の者は、基準日現在、被承継ファンド発行済投資口の5%以上を名義としてまたは実質的に所有していることで知られていた。かかる情報は証券取引委員会に提出された、公的に入手可能な別表13Gおよび別表13D開示書類に基づいている。

投資主	発行済投資口における割合
シティ・オブ・ロンドン・インベストメント・グループPLC 英国EC 3V OAS ロンドン グレースチャーチ・ストリート 77	21.20%
ウェルス・ファーゴ・アンド・カンパニー カリフォルニア州94104 サンフランシスコ モンゴメリー・ストリート 420	12.55%
アミカ・ミューチュアル・インシュランス・カンパニー ロード・アイランド州02865 リンカーン アミカ・ウェイ 100	11.61%
1607キャピタル・パートナーズLLC バージニア州23219 リッチモンド サウス・サーティーンズ・ストリート 13 400号室	9.10%
イェール大学投資部 コネチカット州06511-2107 ニュー・ヘーベン プロスペクト・ストリート 230	8.30%
ラザード・アセット・マネジメントLLC ニューヨーク州10112 ニューヨーク市 ロックフェラー・プラザ 30	7.29%

ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団  
ワシントン州98109 シアトル  
フィフス・アベニュー・ノース 500

5.30%

2019年1月14日現在、被承継ファンドの取締役および役員は、グループとして、被承継ファンド投資口の発行済投資口の1%未満を所有していた。

## 財務書類および専門家

2017年12月31日に終了した会計年度に関する被承継ファンドの財務書類は、参照することにより本委任状勧誘参考資料／目論見書が一部を構成している様式N-14の届出書に関する詳細な説明書に組み込まれており、被承継ファンドの独立公認会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤングLLPの監査を受けている。2018年6月30日に終了した6ヶ月間に関する被承継ファンドの財務書類は監査を受けておらず、本財務書類も参照することにより本委任状勧誘参考資料／目論見書が一部を構成している様式N-14の届出書に関する詳細な説明書に組み込まれている。各監査済財務書類は、会計および監査の専門家である同独立公認会計事務所の権限に基づき作成されるかかる報告書に依拠しており、参照することにより本書に組み込まれている。

## 法律事項

(省略)

## 利用可能な情報

被承継ファンドの追加情報は、参照することにより組み込まれている被承継ファンドの2017年12月31日に終了した会計年度に関する年次報告書および被承継ファンドの2018年6月30日に終了した6ヶ月間に関する半期報告書に含まれている。

被承継ファンドは、1934年証券取引所法（改正済）の情報要件に服しており、それに基づき、証券取引委員会に報告書およびその他の情報を提出する。被承継ファンドについての報告書およびその他の情報は、証券取引委員会のインターネットサイト（[www.sec.gov](http://www.sec.gov)）のEDGARデータベースで入手可能であり、電子メールアドレス（[publicinfo@sec.gov](mailto:publicinfo@sec.gov)）宛てに電子メールにて依頼することにより、複写費用の支払いをもって、かかる情報の写しを入手することができる。

## その他の事項

被承継ファンドの経営陣は、特別総会において提案される上述の事項以外の事項は認識していない。勧誘時において知られていない事項が特別総会に提出される可能性があるため、勧誘された委任状は、その継続会または延会を含む特別総会に適法に提出されるかかる事項に関して、裁量権限を授与し、本委任状に代理人として名前が記載された者は、かかる事項に関する自身の判断に基づき、投票することを意図している。

取締役会の命により

メアリー・E・マリン  
秘書役

2019年1月18日

## 合意および組織再編計画

この合意および組織再編計画（「本組織再編契約」）は、エマージング・マーケット・ポートフォリオ（「承継ファンド」）を代表するメリーランド州の法人であるモルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンド・インク（「MSIF」）とメリーランド州の法人であるモルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インク（「被承継ファンド」）との間で、2018年12月5日に締結された。

本組織再編契約は、「組織再編計画」として意図され、採用されたものであり、本組織再編契約に記載される取引は、1986年内国歳入法第368条（改正済）（「内国歳入法」）に準拠することが意図されている。組織再編（「組織再編」）によって、被承継ファンドの実質的にすべての資産は、(i)承継ファンドによる被承継ファンドのすべての帳簿上の負債の引受けおよび(ii)本契約に規定される被承継ファンドの清算にあたって、以下に言及されるクロージング日後に被承継ファンドの投資主（「被承継ファンドの投資主」）に対して分配される、承継ファンドによる額面1口当たり0.001米ドルのクラスI投資口（「承継ファンドの投資口」）の発行と引き換えに承継ファンドに対して移譲され、これらはすべて本契約に記載される条件に従って行われる。組織再編に関連して、被承継ファンドの日本の投資主は、承継ファンドの投資口ではなく、その保有持分の純資産価額に相当する現金の支払いを受ける。

かかる頭書ならびに以下に規定される誓約事項および合意事項を踏まえ、本契約の当事者は、以下の通り誓約し、合意する。

### 1. 被承継ファンドの組織再編および清算

1.1. 本契約に規定される条件を前提として、また本契約に含まれる表明保証に基づき、被承継ファンドは、承継ファンドに対して被承継ファンドの資産（第1.2項に定義される。）を移譲することにつき合意し、それと引き換えに、承継ファンドを代表するMSIFは、第1.3項に記載される通りクロージング日に被承継ファンドの帳簿上の負債をすべて引き受け、かつ被承継ファンドに対して、第2.3項に記載される方法により決定された承継ファンドの投資口の完全な投資口数および端数口数を交付することにつき合意する。かかる取引は、第3.1項に規定されるクロージング（「クロージング」）において実施される。

1.2. (a) 「被承継ファンドの資産」は、すべての資産（被承継ファンドが保有するすべての現金、現金同等物、証券、コモディティおよび配当利息、ローンおよびその他の商品ならびに配当もしくは利息またはその他の権利もしくは債権、ならびに被承継ファンドの直近の監査済財務書類に一貫して適用される米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（「米国GAAP」）に従って作成された評価日（第2.1項に定義される。）における被承継ファンドの帳簿上の繰延費用または前払費用を含むが、これらに限定されない。）により構成される。

(b) 被承継ファンドは、評価日まで、承継ファンドに対して、本組織再編契約に従って承継ファンドに移譲される被承継ファンドのすべての資産リストおよび承継ファンドにより引き受けられる帳簿上の

負債リストを提供する。被承継ファンドは、当該リスト上の証券を売却する権利を保持するが、承継ファンドを代表するMSIFからの事前の承認なしに、承継ファンドが投資することを認められている証券の種類以外および承継ファンドを代表するMSIFが書面で合意する金額以外で、追加の証券を取得してはならない。承継ファンドに代わってMSIFは、評価日より前の合理的な時間枠内において、被承継ファンドに対し、承継ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に関する記述ならびに（もしあれば）本段落の最初の文で言及されているリストの中で承継ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に則していない証券のリストを提供する。承継ファンドが保有することを認められていない投資資産を被承継ファンドが保有している場合には、被承継ファンドは、評価日までに、当該証券を売却する。さらに、被承継ファンドおよび承継ファンドのポートフォリオを合算した際に、一定の保有割合を超えて投資資産を保有することについて承継ファンドに課される保有制限を超えて投資資産を保有すると判断された場合、被承継ファンドは、承継ファンドに代わってMSIFからの要請があれば、評価日までに、クロージング日（第3.1項に定義される。）時点において当該制限に抵触しないために必要とされる十分な金額分の投資資産の売却および再投資を行うかまたはそのいずれかを行う。

1.3. 被承継ファンドは、評価日までに、被承継ファンドのすべての負債および債務を返済するよう努める。MSIFは、承継ファンドに代わって、すべての帳簿上の負債（被承継ファンドの直近の監査済財務書類に一貫して適用される米国GAAPに従って被承継ファンドの財務担当者により作成された評価日現在における被承継ファンドの未監査の資産負債計算書に反映されているすべての費用、コスト、手数料および準備金を含むが、これらに限定されない。）を引き受ける。

1.4. 被承継ファンドは、クロージング日までに、(a)被承継ファンドが当該課税年度の（支払済みの配当に係る控除を考慮せずに決定される）投資法人課税所得、純キャピタル・ゲイン、非課税純受取利息（もしあれば）のすべてについて宣言された配当金を受領するために十分な金額の配当金を宣言し、(b)かかる配当金を分配する。

1.5. 被承継ファンドは、クロージング日またはクロージング日後可能な限り速やかに、被承継ファンドの投資主に対して、被承継ファンドが第1.1項に従って受領した承継ファンドの投資口を比例分配する。承継ファンドの投資口は、次の通り分配される。承継ファンドのクラスI投資口は、被承継ファンドの投資口の投資主に対して分配される。かかる分配は、その時点で承継ファンドの帳簿上の被承継ファンドの勘定に計上されていた承継ファンドの投資口を、被承継ファンドの投資主の名義で、かつ当該被承継ファンドの投資主が受け取る予定の承継ファンドの投資口の各々の投資口数に応じて、承継ファンドの帳簿上のオープン勘定に振り替えるよう指示する被承継ファンドの役員の署名入りの指示をもって実施される。被承継ファンドのすべての発行済投資口数は、被承継ファンドの帳簿において、同時に取り消される。

1.6. 承継ファンドの投資口の所有権は、承継ファンドの名義書換代理人の帳簿上に表示される。承継ファンドの投資口は、承継ファンドの最新の目論見書（補足済）およびMSIFの詳細な説明書に規定される方法により発行される。

1.7. 評価日の営業終了時における被承継ファンドの帳簿上の承継ファンドの投資口の登録投資主以外の名義で、承継ファンドの投資口の発行の際に支払われる譲渡税は、かかる発行および移譲の条件として、承継ファンドの投資口が発行され、移譲される者によって支払われる。

1.8. 被承継ファンドの報告責任は、被承継ファンドが第1.9項に従い清算し、終了する日（当日を含む。）までは、被承継ファンドの責任となる。

1.9. 被承継ファンドは、クロージング日から1年以内に、被承継ファンドのすべての負債および税金を支払うかまたはかかる支払いに関する引当金を計上する。負債または税金の支払いに関する引当金の計上または被承継ファンドの投資主への分配のいずれかに関連して、当該1年間の終了後においてもトラスト、エスクロー勘定またはその他の類似するエンティティが存続する場合、かかるエンティティは、(i)内国歳入法第7701条（およびそれに基づく適用ある財務省規則）に基づく清算トラストもしくは連邦所得税の目的上、被承継ファンドの存続を構成しないその他のエンティティに該当するか、または(ii)内国歳入法第368(a)(2)(G)(i)条の完全な分配要件の第368(a)(2)(G)(ii)条の放棄に服さなければならない。被承継ファンドは、合理的に可能な限り速やかに第1.5項に基づくすべての分配を行った後、メリーランド州の法人として解散し、連邦法に基づき終了する。

1.10. 1940年投資会社法（改正済）（「1940年法」）、内国歳入法、州証券法（Blue Sky Laws）またはその他の本組織再編契約に関連する法律に基づく債務に関連して、被承継ファンドに代わり維持されてきたすべての帳簿および記録の写しは、クロージング後速やかに、承継ファンドの役員またはその指名する者に対して届けられ、承継ファンドまたはその指名する者は、1940年法に基づき被承継ファンドが服する適用ある記録保持要件に従うものとする。

## 2. 評価

2.1. 被承継ファンドの資産の価値は、クロージング日の直前のニューヨーク証券取引所の営業日の終了時（通常東部標準時午後4時）で、かつ被承継ファンドによる分配またはその他の金額の支払いがなされた後、または書面で相互に合意されるかかる日の前後の日の時刻（かかる日時を以下「評価日」という。）に、被承継ファンドにより適法に採用された評価手順、被承継ファンドのその時点の最新の目論見書（補足済）および被承継ファンドの詳細な説明書ならびに1940年法に基づき登録されているオープン・エンド型投資法人の投資口の純資産価値を決定する慣例的な手順に従って算出された当該資産の価値をいう。

2.2. 承継ファンドの純資産価値は、MSIFの評価手順ならびに承継ファンドのその時点の最新の目論見書（補足済）およびMSIFの詳細な説明書に規定される方法により、承継ファンドによって決定される。

2.3. 本契約に基づき発行される承継ファンドの投資口数（もしあれば、端数口を含む。）は、各クラスについて、（第2.1項に従い決定される）被承継ファンドの投資口の各クラスの純資産価値の合計を（第2.2

項に従い決定される) 承継ファンドの投資口の対応するクラスの1口当たり純資産価額で除して決定される。

2.4. すべての価値の算出は、DSTアセット・マネジャー・ソリューションズ・インク（「DST」）またはDSTの承継会社が、承継ファンドの価格決定における通常の実務に従って行う。MSIFは、承継ファンドに代わって、クロージングにおいて承継ファンドの評価報告書の写しをDSTに送付させる。

### 3. クロージングおよびクロージング日

3.1. クロージングは、評価日もしくは評価日の翌営業日または書面で相互に合意されるかかる日の前後の日の時刻（「クロージング日」）に行われる。クロージングは、東部標準時午前9時または当事者が合意するその他の時刻に行われる。クロージングは、本契約の当事者が相互に合意する場所で行われる。クロージングで実施されるすべての行動は、別段の定めがある場合を除き、クロージング日の東部標準時午前9時に同時に実施されたものとしてみなされる。

3.2. 被承継ファンドにより保有され、証書またはその他の書面により表章されるポートフォリオ証券は、調査を目的として、評価日の5営業日以上前に、承継ファンドの保管会社としてのステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（「保管会社」）に対して、被承継ファンドによりまたは被承継ファンドに代わって提示される。かかるポートフォリオ証券は（現金またはその他の資産と共に）、クロージング日までに、1940年法に基づく適用ある保管会社に関する規定に従って、またブローカーの慣習に従った適切な交付を構成する条件に基づき適切な移譲の様式により適法に裏書きされた上で、被承継ファンドから保管会社に対し、承継ファンドの勘定で交付される。ポートフォリオ証券は、株式譲渡に必要なすべての連邦および州の印紙または当該印紙の適切な購入価格に係る小切手を伴う。ポートフォリオ証券および証券預託機関に預託された金融商品（1940年法に基づくルール第17f-4号に定義される。）は、クロージング日までに、かかる預託機関および保管会社の慣例的な実務に従って、名簿上振り替えられる。現金交付はフェデラル・ファンドの電信送金の形式で行われ、「モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンド・インクの保管会社としてのステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー」に対して支払われる。

3.3. 評価日において、(a)ニューヨーク証券取引所において取引が行われていない場合もしくはニューヨーク証券取引所における取引が制限されている場合または(b)かかる取引所その他における取引もしくは取引の報告が中断されており、承継ファンドを代表するMSIFおよび被承継ファンドの両方により、承継ファンドもしくは被承継ファンドの純資産価額を正確に評価することが不可能であると判断された場合、評価日は、取引が制限または中断なしに全面的に再開し、報告が復活した日の翌営業日まで延期される。

3.4. 要請があった場合、被承継ファンドは、承継ファンドを代表するMSIFまたはその指名する者に対して、(a)クロージングの際に、被承継ファンドの役員により証明される、評価日現在の被承継ファンドの投資主の氏名、住所および納税者番号ならびにかかる被承継ファンドの投資主がそれぞれ保有する被承継

ファンドの発行済投資口数および保有割合のリスト、ならびに(b)クロージング後可能な限り速やかに、被承継ファンドの投資主の納税者番号および予備源泉徴収に係る負債または予備源泉徴収からの免除に関するすべての原本（内国歳入庁の様式、証明書、認証および通信文を含む。）を送付する。要請があった場合、MSIFは、承継ファンドに代わって、かかる役員に対し、クロージング日に被承継ファンドの勘定に計上される承継ファンドの投資口の交付を証する確認書を発行し交付するか、またはかかる承継ファンドの投資口が承継ファンドの帳簿上の被承継ファンドの勘定に計上されたことに関する被承継ファンドの満足する証拠を提供する。各当事者は、相手方当事者またはその法律顧問が合理的に要求する場合、クロージングにおいて、当該相手方当事者に対して売買証書、小切手、譲渡証書、株券（もしあれば）、受領書またはその他の書面を送付する。

#### 4. 承継ファンドおよび被承継ファンドの誓約

4.1. 本契約書中に明示的に別段の定めがある場合を除き、被承継ファンドおよび承継ファンドを代表するMSIFは、本契約の日付からクロージング日までの間、通常の過程において業務を行い、かかる通常の業務過程には慣習的な配当およびその他の分配が含まれることを理解する。

4.2. MSIFは、承継ファンドの投資口に関して、1933年証券取引所法（改正法）（「1933年法」）に基づく様式N-14の届出書（「届出書」）を作成し、証券取引委員会（「証券取引委員会」）に提出する。被承継ファンドは、届出書に組み込むために、下記第4.3項に記載される委任状勧誘資料を提供する。承継ファンドを代表するMSIFおよび被承継ファンドは、被承継ファンドおよび承継ファンドがそれぞれ、届出書の作成に合理的に必要とされるその他の情報および文書を追加で提供することに合意する。

4.3. 被承継ファンドは、本組織再編契約および本組織再編契約に記載される措置および取引を検討し、それらに基づき行動し、本組織再編契約に企図されている取引の承認を取得するために必要なその他のすべての措置を講じるために、被承継ファンドの投資主の総会を招集する。被承継ファンドは、かかる総会に関連して使用される招集通知、委任状用紙および委任状勧誘参考資料（総称して「委任状勧誘資料」）を作成する。ただし、MSIFは、承継ファンドに代わって、委任状勧誘資料に組み込むためのその時点で有効な目論見書および委任状勧誘資料の作成に合理的に必要とされる承継ファンドに関するその他の情報を被承継ファンドに提供する。

4.4. 被承継ファンドは、承継ファンドにより合理的に要求される被承継ファンドの投資口の実質的持分に関する情報を取得する際に、承継ファンドを支援する。

4.5. 本組織再編契約の規定を条件として、承継ファンドを代表するMSIFおよび被承継ファンドは、本組織再編契約に企図されている取引を完了し、有効とするために合理的に必要、適切または望ましいとされるすべての行動をそれぞれのファンドが取ることまたはそれぞれのファンドに取らせること、およびこれらのすべての事項をそれぞれのファンドが行うことまたはそれぞれのファンドに行わせることを誓約する。

4.6. 被承継ファンドは、クロージング日後30日以内に、承継ファンドに対し、被承継ファンドに代わり被承継ファンドの財務担当者により証明され、被承継ファンドの直近の監査済財務書類に一貫して適用される米国GAAPに従って作成されるクロージング日現在の被承継ファンドの資産負債計算書を提供するかまたは提出させるものとする。被承継ファンドは、可能な限り速やかに、ただしいかなる場合でもクロージング日後60日以内に、承継ファンドに対し、承継ファンドが合理的に満足する様式で、内国歳入法第381条に従って承継ファンドに繰り越される予定の被承継ファンドの財務担当者により証明される被承継ファンドの連邦所得税の目的上の利益計算書を提供する。

4.7. 被承継ファンドは、クロージング日後合理的に可能な限り速やかに、(a)クロージング日までに終了するすべての期間に関して提出されるべきで、それまでに提出されていない、法律によって義務づけられる被承継ファンドのすべての連邦税およびその他の税金の納税申告書の作成および提出を行い、(b)かかる納税申告書に支払うべきものとして記されているすべての連邦税およびその他の税金ならびにクロージング日現在未払いのすべての連邦税およびその他の税金またはそのいずれか（(第5.2(k)項記載の通り）クロージング日現在支払いに関する引当金が計上されているすべての税金を含むが、これらに限定されない。）を支払うものとする。

4.8. MSIFは、クロージング日後に承継ファンドの業務を継続するためにMSIFが適切と考えるところに従い、1933年法および1940年法により義務付けられる承認および認可を取得し、州証券法および証券法により義務付けられる提出を行うためのすべての合理的な努力を行うことに合意する。

## 5. 表明および保証

5.1. 承継ファンドを代表するMSIFは、被承継ファンドに対して以下のように表明および保証する。

(a) 承継ファンドは、現在実施中の事業を遂行する完全な権能を有し、有効に存続するメリーランド州の法人であるMSIFの投資口のポートフォリオである。

(b) MSIFは、適法に登録されたオープン・エンド型の運用型投資法人であり、1940年法に基づく投資法人としての証券取引委員会への登録および1933年法に基づく投資口の登録は効力を有している。

(c) 承継ファンドの発行済投資口のすべてが、すべての重要な点において1933年法および州証券法の適用ある登録要件に従って募集および販売されている。承継ファンドの投資口は、州証券法およびその他の法律に基づき登録義務のあるあらゆる法域において登録されており、かかる登録（定期的報告または補足提出を含む。）は完全かつ正確であり、支払義務のあるすべての報酬は支払済みであり、承継ファンドは停止命令を受けておらず、投資口が登録されている各州において投資口を販売する適格を十分に備えている。

(d) 承継ファンドの現目論見書およびMSIFの詳細な説明書は、すべての重要な点において1933年法および1940年法ならびにこれらの関係法令の適用ある要件に従っており、重要な事実の不実記載を含んでおらず、また、これらに記載義務があるかまたはこれらが作成された状況に鑑みて、誤解を生じさせないようにするために記載が必要な重要な事実の記載を怠っていない。

(e) MSIFは、MSIFの基本定款もしくは付属定款（いずれも改正済）または承継ファンドが当事者であるかもしくはこれが制約を受ける合意、証書、法律文書、契約、賃貸借もしくはその他のいかなる条項についても重大に違反しておらず、また本組織再編契約の締結、交付および履行は、MSIFの基本定款もしくは付属定款（いずれも改正済）または承継ファンドが当事者であるかもしくは承継ファンドが制約を受ける合意、証書、法律文書、契約、賃貸借もしくはその他の約束のいかなる条項についても重大に違反することにならない。

(f) 不利な決定が行われた場合に承継ファンドの財務状況もしくは事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるMSIF、承継ファンドまたはこれらの財産もしくは資産に対して、裁判所または政府機関の現在係属中またはその知る限りにおいてこれらの者に対して提起されるおそれのある訴訟または行政手続または調査は、存在していない。またMSIFは、かかる手続の遂行の根拠となる可能性のある事実を認識しておらず、事業もしくは本契約により企図される取引を完了する能力に重大な悪影響を及ぼすかもしくは重大な悪影響を及ぼす可能性が合理的にある裁判所もしくは政府機関の命令、判決もしくは判断の当事者ではなく、またこれらの定めにも服してもいない。

(g) アーンスト・アンド・ヤングLLPが監査済みの前会計年度1年間の資産負債計算書、損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライト（これらの写しは被承継ファンドに交付される。）は、すべての重要な点において米国GAAPに従って当該日付現在の承継ファンドの財務状況、かかる期間のかかる経営の成果、純資産変動および財務ハイライトを公正に表示しており、当該日付現在、米国GAAPに従ってこれらにおいて開示義務が生じる可能性のあるこれらに開示されていない承継ファンドの（偶発またはその他の）知れたる負債はない。

(h) 承継ファンドのすべての発行済投資口は、適法かつ有効に発行され、全額払込済みで、追加払込義務がないため、それらの所有に付随する個人的責任はなく、クロージング日においても、同様である。承継ファンドは、オプション、ワラントまたはその投資口を引き受けるかまたは購入するその他の権利を有さない。

(i) 本組織再編契約の締結、交付および履行は、MSIF側のすべての必要な行為により適法に授権されており、本組織再編契約は、執行、破産、支払不能、組織再編、支払猶予および債権者の権利に関するかまたはこれに影響を及ぼすその他の法律ならびに一般的な衡平法原則に服することを条件として、その条項に従って執行可能な承継ファンドの有効なかつ拘束力のある義務を構成している。その他の合意、授権または承認は、承継ファンドによる本組織再編契約の履行に関連して必要ではない。

(j) 被承継ファンドに対して発行および交付される承継ファンドの投資口は、被承継ファンドの投資主のために、本組織再編契約の条項に基づき、クロージング日において、適法に授権されており、当該発行および交付により、適法かつ有効に発行された承継ファンドの投資口となり、全額払込済みで、追加払込義務がなく、それらの保有に付随する個人的責任はない。

(k) 法律によりクロージング日までに提出義務のある承継ファンドのすべての重要な連邦税およびその他の税に関する納税申告書および納税報告書は、提出済みで、正確であり、支払うべきと表示されているかまたは当該納税申告書および納税報告書に関して支払うべきと表示義務のあるすべての連邦税およびその他の税は、支払済みであるか、またはその支払いに関して引当金を計上済みであり、MSIFの知る限り、かかる納税申告書は現在監査を受けておらず、かかる納税申告書に関して調査は要求されていない。

(l) 設立以降の各課税対象年度において、承継ファンドは、「規制投資会社」としての適格性および取扱いに関する内国歳入法サブチャプターMの要件を満たしており、本組織再編契約の締結もしくは交付、または本組織再編契約に基づく承継ファンドに関するMSIFの義務の履行のいずれも悪影響を及ぼさず、承継ファンドの内国歳入法サブチャプターMの要件を引続き満たす能力に悪影響を及ぼすその他の事象のいずれも起きる可能性が合理的にない。

(m) 2017年12月31日以降、MSIFは、会計処理方法、会計原則または会計実務（米国GAAPが要求するものを含む。）を変更していない。

(n) 届出書、委任状勧誘資料およびこれにより実施される取引に関連して必要となる可能性のあるその他の文書における利用目的で承継ファンドを代表するMSIFが提供したかまたはこれに提供される情報は、すべての重要な点において正確かつ完全であるものとし、すべての重要な点において連邦証券法および適用あるその他の関係法令に従うものとする。

(o) 届出書に含まれる委任状勧誘資料（承継ファンドに関連する限りにおいてのみ）は、届出書の効力発生日およびクロージング日において、重要な事実の不実記載を含まず、また、これらに記載義務があるかまたはかかる記載が行われる状況に鑑みて、重大な誤解を生じさせないためにこれらに記載が必要な重要な事実の記載を怠っていない。

5.2. 被承継ファンドは、承継ファンドを代表するMSIFに対して以下のように表明および保証する。

(a) 被承継ファンドは、現在実施中の事業を遂行する完全な権能を有し、有効に存続するメリーランド州の法人である。

(b) 被承継ファンドは、適法に登録されたクローズド・エンド型の運用型投資法人であり、1940年法に基づく投資法人としての証券取引委員会への登録および1933年法に基づく投資口の登録は効力を有している。

(c) 被承継ファンドの発行済投資口のすべてが、すべての重要な点において1933年法および州証券法の適用ある要件に従って募集および販売されている。被承継ファンドの投資口は、登録義務のあるあらゆる法域において登録されており、かかる登録（定期的報告または補足提出を含む。）は完全かつ正確であり、支払義務のあるすべての報酬は支払済みであり、被承継ファンドは停止命令を受けておらず、投資口が登録されている各州において投資口を販売する適格を十分に備えている。

(d) 被承継ファンドの現目論見書（補足済）および被承継ファンドの詳細な説明書は、すべての重要な点において1933年法および1940年法ならびにこれらの関係法令の適用ある要件に従っており、重要な事実の不実記載を含んでおらず、また、これらに記載義務があるかまたはこれらが作成された状況に鑑みて、誤解を生じさせないようにするために記載が必要な重要な事実の記載を怠っていない。

(e) 被承継ファンドは、MSIFの基本定款もしくは付属定款（いずれも改正済）または承継ファンドが当事者であるかもしくはこれが制約を受ける合意、証書、法律文書、契約、賃貸借もしくはその他のいかなる条項についても重大に違反しておらず、また本組織再編契約の締結、交付および履行は、MSIFの基本定款もしくは付属定款（いずれも改正済）または被承継ファンドが当事者であるかもしくは承継ファンドが制約を受ける合意、証書、法律文書、契約、賃貸借もしくはその他の約束のいかなる条項についても重大に違反することにならない。

(f) 不利な決定が行われた場合に被承継ファンドの財務状況もしくは事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす可能性のある被承継ファンドまたはその財産もしくは資産に対して、裁判所または政府機関の現在係属中またはその知る限りにおいてこれらの者に対して提起されるおそれのある訴訟または行政手続または調査は、存在していない。また被承継ファンドは、かかる手続の遂行の根拠となる可能性のある事実を認識しておらず、事業もしくは本契約により企図される取引を完了する能力に重大な悪影響を及ぼすかもしくは重大な悪影響を及ぼす可能性が合理的にある裁判所もしくは政府機関の命令、判決もしくは判断の当事者ではなく、またこれらのために服してもいない。

(g) アーンスト・アンド・ヤングLLPが監査済みの前会計年度1年間の被承継ファンドの資産負債計算書、損益計算書、純資産変動計算書および財務ハイライト（これらの写しは承継ファンドに交付されているかまたは交付される。）は、すべての重要な点において当該日付現在の被承継ファンドの財務状況、米国GAAPに従ってかかる期間の経営の成果、純資産変動および財務ハイライトを公正に表示しており、当該日付現在、米国GAAPに従ってこれらにおいて開示義務が生じる可能性のあるこれらに開示されていない被承継ファンドの（偶発またはその他の）知れたる負債はなかった。

(h) 被承継ファンドは、クローリング日前にその債務に関して解除予定の重要な契約またはその他の約束（本組織再編契約を除く。）を有していない。

(i) 被承継ファンドのすべての発行済投資口は、適法かつ有効に発行され、全額払込済みで、追加払込義務がないため、それらの所有に付随する個人的責任はなく、クロージング日においても、同様である。被承継ファンドは、オプション、ワラントまたはその投資口を引き受けるかまたは購入するその他の権利を有さず、その投資口に転換可能ないかなる有価証券も発行されていない。かかる投資口のすべてが、クロージング時点において、第3.4項に基づき承継ファンドに提出される被承継ファンドの投資主のリストに記載された者により記載された額で保有される。

(j) 本組織再編契約の締結、交付および履行は、クロージング日前に、被承継ファンド側のすべての必要な行為により、適法に授権され、被承継ファンドの投資主の承認を前提として、本組織再編契約は、執行、破産、支払不能、組織再編、支払猶予および債権者の権利に関するかまたはこれに影響を及ぼすその他の法律ならびに一般的な衡平法原則に服することを条件として、その条項に従って執行可能な被承継ファンドの有効なかつ拘束力のある義務を構成している。その他の合意、授権または承認は、承継ファンドによる本組織再編契約の履行に関連して必要ではない。

(k) 法律によりクロージング日までに提出義務のある被承継ファンドのすべての重要な連邦税およびその他の税に関する納税申告書および納税報告書は、提出済みであり、正確であり、支払うべきと表示されているかまたは当該納税申告書および納税報告書に関して支払うべきと表示義務のあるすべての連邦税およびその他の税は、支払済みであるか、またはその支払いに関して引当金を計上済みであり、被承継ファンドの知る限り、かかる納税申告書は現在監査を受けておらず、かかる納税申告書に関して調査は要求されていない。

(l) 設立以降の各課税対象年度において、被承継ファンドは、「規制投資会社」としての適格性および取扱いに関する内国歳入法サブチャプターMのすべての要件を満たしており、本組織再編契約の締結もしくは交付、または本組織再編契約に基づく被承継ファンドの義務の履行のいずれも悪影響を及ぼさず、クロージング日に終了する最終課税年度における被承継ファンドの内国歳入法サブチャプターMの要件を引続き満たす能力に悪影響を及ぼすその他の事象のいずれも起きる可能性が合理的にない。

(m) クロージング日において、被承継ファンドは、先取特権（クロージング日前に決済されなかった被承継ファンドが購入したポートフォリオ有価証券の購入価格の支払債務（もしあれば）を除く。）、担保権またはその他の抵当権に基づかない、被承継ファンドの資産に対する譲渡可能な権原、ならびに本契約に基づきかかる資産を譲渡し、引き渡し、その他移譲する完全な権利、権能および権限を有することとなり、かかる資産の引渡しおよび払込みにより、承継ファンドを代表するMSIFは、それらの完全譲渡に対するいかなる制限（1933年法に基づき生じる可能性のある制限を含む。）も受けずに、これらに対する瑕疵のない売買可能な権原を取得する。

(n) 届出書の効力発生日に、被承継ファンドの投資主総会において、およびクロージング日において、委任状勧誘資料（これに含まれる承継ファンドの現在有効な目論見書を除く。）は、(i)すべての重要な点において、1933年法、1934年証券取引法（改正済。以下「1934年法」という。）および1940年法ならび

にこれらの関係法令を遵守しており、(ii) 重要な事実の不実記載を含まないし、誤解を生じさせないこれらに記載義務があるかまたはこれらに記載が必要な重要な事実の記載を怠っていない。届出書における利用目的でまたは本契約により企図される取引に関連して必要となる可能性のあるその他の方法で被承継ファンドが提供したあらゆるその他の情報は、正確かつ完全であるものとし、すべての重要な点において適用ある連邦証券法およびその他の関係法令に従うものとする。

(o) 被承継ファンドは、クロージング日までに、投資主に対するすべてのこれまでの分配金およびその他の分配金と共に、クロージング日までの投資法人課税所得、キャピタルゲイン純額および非課税利息収益純額（もしあれば）のすべて（支払済分配金の控除に関してではなく算定されたもの）を投資主に分配することとなる被承継ファンドの投資主に対して、1もしくは複数の分配金またはその他の分配金を宣言する。

(p) 被承継ファンドは、自己のために、1940年法第31条および関係法令の要件に従って登録投資法人に要求されるすべての帳簿および口座を維持しているか、またはこれらを維持させている。

(q) 被承継ファンドは、本組織再編契約の条項に従うものを除き、これらの分配を行うこと目的として本契約に基づき発行予定の承継ファンドの投資口を取得しない。

## 6. 被承継ファンドの義務の前提条件

本契約に規定される取引を完了する被承継ファンドの義務は、その選択により、本契約に基づくクロージング日までの承継ファンドを代表するMSIFによるそのすべての履行義務の履行、またこれらに加えて以下の条件を前提とするものとする。

6.1. 本契約に記載される承継ファンドを代表してなされたMSIFのすべての表明および保証は、本契約日現在、すべての重要な点において真実かつ正確であり、かかる表明および保証が本組織再編契約において企図される取引により影響を受ける場合を除き、クロージング日現在、クロージング日において改めてなされたとしても、同様の効力を有すること。

6.2. 承継ファンドを代表するMSIFは、承継ファンドを代表するMSIFが本組織再編契約において行った表明および保証が、クロージング日現在真実かつ正確であり、本組織再編契約により企図した取引の影響を受ける場合を除き、被承継ファンドが合理的に要求するその他の事項を記載した、クロージング日付のMSIFの社長および財務担当者の証明書を、被承継ファンドが合理的に満足する様式で、被承継ファンドに対して交付していること。

6.3. 被承継ファンドは、承継ファンドの法律顧問であるデカートLLPから以下の趣旨のクロージング日付の肯定的な意見書を受領していること。

(a) MSIFは、有効に存続しているメリーランド州の法人であり、その財産および資産のすべてを所有し、基本定款（改正済）に記載の事業を遂行する権能を有する（かかる意見書の交付においてメリーランド州の法律顧問に依拠することができる。）。

(b) MSIFは、1940年法に基づき適法に登録されたオープン・エンド型の運用型投資法人であり、1940年法に基づく投資法人としての証券取引委員会への登録が完全な効力を有している。

(c) 本組織再編契約は、承継ファンドを代表するMSIFにより適法に授権、締結、交付されており、届出書が1933年法、1934年法および1940年法ならびにこれらの関係法令を遵守していることを前提とし、被承継ファンドによる本組織再編契約の適法な授権、締結および交付が、その条項に従った承継ファンドに対して執行可能な承継ファンドの有効かつ拘束力のある義務であることを前提とする場合、執行、破産、支払不能、組織再編、支払猶予および債権者の権利に関するかまたはこれに影響を及ぼすその他の法律および一般的な衡平法原則に関して従うべき要件に従って執行可能な承継ファンドの有効なかつ拘束力のある義務を構成している。

(d) 承継ファンドの投資口の発行は、MSIF側のすべての必要な行為により適法に授権されており、かかる承継ファンドの投資口は、届出書が企図するようにMSIFにより適法に発行および交付されており、MSIFによる承継ファンドの投資口の発行は、基本定款または付属定款（いずれも改正済）に基づくかまたはメリーランド州の一般会社法に基づき（かかる意見書の交付においてメリーランド州の法律顧問に依拠することができる。）生じる引受権または同様の権利に従わない。

(e) 本組織再編契約の締結および交付は、MSIFの基本定款または付属定款に違反しておらず、本契約により企図される取引の完了もこれに違反することはない。

(f) かかる法律顧問の知る限りにおいて、1933年法、1934年法および1940年法に基づき取得されたものおよび州証券法に基づき要求されるものを除き、米国またはニューヨーク州の裁判所もしくは政府機関の同意、認可、承認または命令のいずれも、本契約中に企図される取引の承継ファンドによる完了のために必要ではない。

6.4. クロージング日現在、承継ファンドの投資目的、投資方針および投資制限に重大な変更は行なわれておらず、承継ファンドの2018年4月30日付目論見書（その後補足される可能性がある。）および2018年4月30日付MSIFの詳細な説明書（その後補足される可能性がある。）に記載されるものから承継ファンドの分配および／または投資主サービス計画に基づく投資運用報酬または年間報酬は増加しなかったこと。

## 7. 承継ファンドの義務の前提条件

本契約に規定される取引を完了する承継ファンドを代表するMSIFの義務は、その選択により、本契約に基づくクロージング日までの被承継ファンドによるそのすべての履行義務の履行、またこれらに加えて以下の条件を前提とするものとする。

7.1. 本契約に記載される被承継ファンドのすべての表明および保証は、本契約日現在、すべての重要な点において真実かつ正確であり、かかる表明および保証が本組織再編契約において企図される取引により影響を受ける場合を除き、クロージング日現在、クロージング日において改めてなされたとしても、同様の効力を有すること。

7.2. 被承継ファンドは、クロージングにおいて、被承継ファンドが本組織再編契約において行った表明および保証が、クロージング日現在真実かつ正確であり、本組織再編契約により企図した取引の影響を受ける場合を除き、承継ファンドを代表するMSIFが合理的に要求するその他の事項を記載した、クロージング日付の被承継ファンドの社長および財務担当者の証明書を、承継ファンドが満足する様式および内容で、承継ファンドに対して交付していること。

7.3. 被承継ファンドが、被承継ファンドの財務担当者により証明されたクロージング日現在の被承継ファンドの資産およびその負債の明細書を、所得税の目的上の個々の調整済基準価格および保有期間を示した被承継ファンドのポートフォリオ証券およびその他の資産のリストと共に、承継ファンドに交付していること。

7.4. 承継ファンドを代表するMSIFは、クロージングにおいて、被承継ファンドの法律顧問であるデカートLLPから以下の趣旨のクロージング日付の肯定的な意見書を受領していること。

(a) 被承継ファンドは、有効に存続しているメリーランド州の法人であり、その財産および資産のすべてを所有し、基本定款（改正済）に記載の事業を遂行する権能を有する（かかる意見書の交付においてメリーランド州の法律顧問に依拠することができる。）。

(b) 被承継ファンドは、1940年法に基づき適法に登録されたクローズド・エンド型の運用型投資法人であり、1940年法に基づく投資法人としての証券取引委員会への登録が完全な効力を有している。

(c) 本組織再編契約は、被承継ファンドにより適法に授権、締結、交付されており、届出書が1933年法、1934年法および1940年法ならびにこれらの関係法令を遵守していることを前提とし、承継ファンドを代表するMSIFによる本組織再編契約の適法な授権、締結および交付が、その条項に従った被承継ファンドに対して執行可能な被承継ファンドの有効かつ拘束力のある義務であることを前提とする場合、執行、破産、支払不能、組織再編、支払猶予および債権者の権利に関するかまたはこれに影響を及ぼすその他の法律お

よび一般的な衡平法原則に関して従うべき要件に従って執行可能な被承継ファンドの有効かつ拘束力のある義務を構成している。

(d) 本組織再編契約の締結および交付は、被承継ファンドの基本定款または付属定款（いずれも改正済）に違反しておらず、本契約により企図される取引の完了もこれに違反することはない。

(e) かかる法律顧問の知る限りにおいて、1933年法、1934年法および1940年法に基づき取得されたものおよび州証券法に基づき要求されるものを除き、米国またはニューヨーク州の裁判所もしくは政府機関の同意、認可、承認または命令のいずれも、本契約中に企図される取引の被承継ファンドによる完了のために必要ではない。

7.5. クロージング日において、被承継ファンドの資産に、MSIFの基本定款（改正済）の制限またはその他を理由として、承継ファンドが適正に取得することができない資産が含まれていないこと。

## 8. 承継ファンドおよび被承継ファンドの義務の追加前提条件

本契約に基づく被承継ファンドおよび承継ファンドを代表するMSIFの義務は、それぞれクロージング日までに、以下の追加条件に従うものとする。

8.1. 本契約および本契約において企図される取引は、被承継ファンドの基本定款（改正済）の規定に従って被承継ファンドの発行済投資口の保有者の必要数の投票により承認を得ており、かかる承認を証明する決議の認証謄本が承継ファンドに交付されていること。

8.2. クロージング日において、本組織再編契約または本組織再編契約において企図される取引を制限もしくは禁止するかまたはそれに関連して損害賠償もしくはその他の救済手段を得ることを求められている、裁判所もしくは政府当局と係争中の裁判、訴訟または法的手続がないこと。

8.3. 承継ファンドを代表するMSIFまたは被承継ファンドが、すべての重要な点で、本組織再編契約において企図される取引の成就を可能とするために必要とみなす、他の当事者のすべての同意および連邦、州ならびに地域の規制当局のその他のすべての同意、命令および許可（証券取引委員会ならびに「ブルースカイ」州証券当局の同意、命令および許可を含み、かかる連邦および州当局の「ノーアクション」の見解および適用除外命令を含む。）が得られていること。ただし、かかる同意、命令または許可が得られないことにより承継ファンドもしくは被承継ファンドの資産または財産に重大な悪影響を及ぼすリスクが伴わない場合はこの限りではない。

8.4. 届出書は1933年法に基づき効力を生じており、届出書の効力を保留する停止命令が出されていないこと。かつ、本組織再編契約の当事者の知る限りにおいて、1933年法に基づき開始されているかもしくは保留中、そのおそれがあるまたは企図される調査もしくはそのための手続がないこと。

8.5. 被承継ファンドが、配当および／または、被承継ファンドの(i)投資法人課税所得(支払済みの配当に係る控除を考慮せずに算出されるもの。)、(ii)純キャピタル・ゲイン(繰越キャピタル・ロスに係る控除後で、支払済みの配当に係る控除を考慮せずに算出されるもの。)および(iii)クローリング日までに終了するすべての課税年度に係る非課税純所得(もしあれば)のすべてを、これまでのすべての配当または分配と共に、被承継ファンドの投資主へ分配させる効果を有するその他の分配を宣言し、支払っていること。

8.6. 当事者が、連邦所得税の目的上、大要以下の趣旨を記載した法律事務所であるデカートLLPの承継ファンドおよび被承継ファンド宛の意見書(一定の事実、前提および表明に基づく。)を受領していること。

(a) 本組織再編契約およびその条項に従い、承継ファンドの投資口のみとの交換による被承継ファンドの実質的にすべての資産の移譲および被承継ファンドの一定の帳簿上の負債の承継ファンドによる引受けに続く被承継ファンドの投資口との交換による承継ファンドの投資口の被承継ファンドの投資主への被承継ファンドによる交付が、内国歳入法第368条(a)(1)の意味における「組織再編」を構成すること。

(b) 承継ファンドの投資口のみとの交換による被承継ファンドの資産の受領および被承継ファンドの帳簿上の負債の承継ファンドによる引受けにあたり、承継ファンドにより認識される損益がないこと。

(c) 承継ファンドの投資口のみとの交換による被承継ファンドの実質的にすべての資産の承継ファンドへの移譲および帳簿上の負債の承継ファンドによる引受けにあたり、または被承継ファンドの投資口との交換による被承継ファンドの投資主への承継ファンドの投資口の交付にあたり、被承継ファンドにより認識される損益がないこと。ただし、内国歳入法第1256条(b)に記載される契約または内国歳入法第1297条(a)に定義される受動的外国投資法人の投資口に係る損益の認識を被承継ファンドが要求される場合を除く。

(d) 被承継ファンドの投資口と承継ファンドの投資口との交換にあたり、被承継ファンドの投資主により認識される損益がないこと。

(e) 組織再編に基づき各被承継ファンドの投資主により受領される承継ファンドの投資口に関する総課税基準価格が、組織再編の直前にかかる各被承継ファンドの投資主により保有されていた被承継ファンドの投資口の総課税基準価格と同じになること。

(f) 各被承継ファンドの投資主により受領されるべき承継ファンドの投資口の保有期間に、承継ファンドの投資口との交換で引き渡される被承継ファンドの投資口が保有されていた期間(ただし、かかる被承継ファンドの投資口が組織再編の日において資本的資産として保有されていた期間)が含まれること。

(g) 承継ファンドにより取得される被承継ファンドの資産の課税基準価格が、被承継ファンドの資産との交換による被承継ファンドへのかかる資産の課税基準と同じになること。

(h) 承継ファンドの管理下の被承継ファンドの資産の保有期間に、かかる資産が被承継ファンドにより保有されていた期間が含まれること（ただし、承継ファンドの投資活動が資産に関連するかかる期間を短縮するかまたはなくす効果を有する場合はこの限りではない。）

本組織再編規約に定める別段の規定にもかかわらず、承継ファンドを代表するMSIFおよび被承継ファンドのいずれも、本第8.6項に規定される条件を放棄することはできない。

## 9. 報酬および費用

被承継ファンドは、本組織再編契約の締結および本組織再編契約の規定の実行に関連して生じるすべての費用（約181,000米ドルと見積もられている印刷、提出および委任状勧誘に係る費用ならびに弁護士および会計士に係る費用を含む。）を負担するものとする。被承継ファンドが負担する費用は2年間の投資主費差益の見積額を超えてはならないものとする。かかる額は約323,400米ドルと見積もられている。

## 10. 完全合意；保証の存続

10.1. 本組織再編契約は当事者間の完全合意を構成する。

10.2. 本組織再編契約もしくは本組織再編契約に基づくかまたは関連して交付される書面に記載される表明、保証および誓約は、本組織再編契約において企図される取引の成就後もその効力は存続するものとする。ただし、第1.9項に基づく被承継ファンドの解散および完全な清算後に、本組織再編契約に基づく被承継ファンドの表明、保証および誓約の効力が存続していない場合を除く。

## 11. 終了

11.1. 以下のいずれかの場合、本組織再編契約を終了させることができ、本組織再編契約により企図される取引のクロージング前に、いつでも中止することができる。

(a) 被承継ファンドおよび承継ファンドを代表するMSIFの書面による相互の同意を得た場合。

(b) クロージングが2019年12月5日までに行われていなかった場合、終了を理由として終了当事者が責任を負わずに、承継ファンドを代表するMSIFまたは被承継ファンドのいずれかによる他方当事者への通知による場合（ただし、終了当事者にその他の点で本組織再編契約の重大な不履行または違反がない場合に限る。）。

(c) (i)他方当事者がクロージング日までに履行を要求される本組織再編契約に記載される合意を重要な点において履行できなかった場合、(ii)他方当事者が本組織再編契約に記載されるその表明、保証または誓約に重大な違反を行った場合、(iii)被承継ファンドの投資主がかかる目的のために招集され、定足数の出席があった総会で本組織再編契約を承認できなかった場合、または(iv)終了当事者の義務の前提条件であると明示される本組織再編契約におけるその他の条件が満たされておらず、また満たされないこととなるかもしくは満たされ得ないと合理的に考えられる場合、終了を理由として終了当事者が責任を負わずに、承継ファンドを代表するMSIFまたは被承継ファンドのいずれかの書面による場合（ただし、終了当事者にその他の点で本組織再編契約の重大な不履行または違反がない場合に限る。）。

11.2. (a) 第11.1項(a)または(b)に基づく本組織再編契約の終了は、本組織再編契約に基づく当事者のすべての義務を終了し、MSIF、承継ファンドもしくは被承継ファンド、または承継ファンドを代表するMSIFもしくは被承継ファンドの取締役または役員側に、他方当事者もしくはその取締役、受託人または役員に対して損害賠償責任はないものとする。

(b) 第11.1項(c)に基づく本組織再編契約の終了は、本組織再編契約に基づく当事者のすべての義務を終了し、MSIF、承継ファンドもしくは被承継ファンド、または承継ファンドを代表するMSIFもしくは被承継ファンドの取締役または役員側に損害賠償責任はないものとする。ただし、本組織再編契約に違反した当事者が、要求により、違反していない当事者に、本組織再編契約により企図される取引に関連して生じたすべての合理的な実費および費用（弁護士、会計士および提出に係る報酬を含む。）を払い戻すものとする。

## 12. 変更

本組織再編契約は、当事者間が書面により相互に合意する方法に従って、変更、修正または補足することができる。

## 13. 雑則

13.1. 本組織再編契約に記載される条文および条項の表題は参照の目的のために記載されたものにすぎず、本組織再編契約の意味または解釈は何らの影響も受けないものとする。

13.2. 本組織再編契約は、複数の正本をもって締結され、それぞれが原本とみなされるものとする。

13.3. 本組織再編契約は、抵触法の原則にかかわらず、ニューヨーク州の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

13.4. 本組織再編契約は、本組織再編契約の当事者およびそれぞれの継承人および譲受人を拘束し、これらの者の利益のために効力を生じるが、いずれの当事者も、他方当事者の事前の書面による同意なく、本

組織再編契約のもしくは本組織再編契約に基づく権利または義務の譲受または移譲を行ってはならないものとする。明示または黙示を問わず、本組織再編契約におけるいかなる規定も、個人、会社または法人（本組織再編契約の当事者およびそれぞれの継承人および譲受人を除く。）に、本組織再編契約に基づくまたは本組織再編契約を理由とする権利または救済手段を付与または提供すると意図されておらず、そのように解釈されてはならないものとする。

13.5. 本組織再編契約に基づく承継ファンドの義務および責任は、承継ファンドの単独の義務および責任である。承継ファンドの投資主、ノミニー、取締役、役員、代理人もしくは従業員、または承継ファンドを代表するMSIFの取締役もしくは役員は、本組織再編契約に基づく責任を個人的に負わないことを明示的に合意する。本組織再編契約の締結および交付は、承継ファンドの取締役により授権されており、承継ファンドを代表して行為するMSIFの授権された役員により署名され、かかる取締役による授権ならびにかかる役員による締結および交付のいずれも、そのいずれかの者により個別になされているもの、またはそのいずれかの者が責任を個人的に負うものとみなされてはならないものとする。

13.6. 本組織再編契約に基づく被承継ファンドの義務および責任は、被承継ファンドの単独の義務および責任である。被承継ファンドの投資主、ノミニー、取締役、役員、代理人または従業員は、本組織再編契約に基づく責任を個人的に負わないことを明示的に合意する。本組織再編契約の締結および交付は、被承継ファンドの取締役により授権されており、被承継ファンドの授権された役員により署名され、かかる取締役による授権ならびにかかる役員による締結および交付のいずれも、そのいずれかの者により個別になされているもの、またはそのいずれかの者が責任を個人的に負うものとみなされてはならないものとする。

上記の証として、本組織再編契約の各当事者は、適法に授権された役員をして本組織再編契約を締結せしめた。

モルガン・スタンレー・インスティテューショナル・ファンド・インク  
承継ファンドを代表して

\_\_\_\_\_/署名/  
氏名：ジョン・H・ガーノン  
役職：社長兼最高経営責任者

モルガン・スタンレー・アジアパシフィック・ファンド・インク

\_\_\_\_\_/署名/  
氏名：ジョン・H・ガーノン  
役職：社長兼最高経営責任者

別紙B

2018年4月30日付承継ファンドの目論見書（その後の修正および補足を含む。）

（省略）

別紙C

承継ファンドの2017年12月31日に終了した年度に関する年次報告書

（省略）

別紙D

承継ファンドの2018年6月30日に終了した6ヶ月間に関する半期報告書

（省略）

株式会社証券保管振替機構からのお願い

日本における外国株券等保管振替決済制度においては、投資主の権利は平成31年1月14日現在の確定された同制度に基づく実質投資主の指示により、当社が行使しますので、この議決権代理行使勧誘に関する参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権代理行使指図書に議案に対する賛否等を表示して、折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

本書は英語による原本（Morgan Stanley Asia-Pacific Fund, Inc. Notice of Special Meeting of Stockholders to be Held March 8, 2019 および Proxy Statement and Prospectus）の邦抄訳です。英語の原本は下記の場所で閲覧いただくか、郵送にてご送付することも可能です。

<連絡先>

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031